共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの	尊重に関する教育の推進
取組み 1	「いのちの授業」」の取組み
実績・	かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むた
成 果	め、県内すべての学校で「いのちの授業」を実施した。
	学校における「いのちの授業」の更なる充実を図るため、「かながわ『いのち」
	の授業』ハンドブック」(平成30年度改訂)を活用した教員研修や、実践事例の
	収集、ホームページ掲載等を実施した。
	・ 家庭・地域向けハンドブック概要版リーフレット(平成30年度発行)を増刷
	し、県PTA協議会等の関係機関・団体と連携し広く配付するなど、家庭や地域
	における「いのちの授業」を推進した。
	・ 第8回「いのちの授業」大賞の児童・生徒作文の募集において、引き続き「と
	もに生きる社会かながわ憲章賞」を設けた。いのちの大切さや憲章の理念等につ
	いて考え、記述した作文9,230編(前年度比+993編)の応募があった。
	第8回「いのちの授業」大賞表彰式については、「共生社会実現フォーラム」
	と合同開催とし、実践内容の紹介と作文朗読をオンラインで配信した。あわせ
	て、受賞作品の文集を作成、配付した。
	・ 高校生向けの教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を、各学校で授業や
	ホームルーム活動、行事での講話等で活用することを通して「ともに生きる社会
	かながわ憲章」の理念の理解促進に努めた。
	・ 校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について伝え
	るなど、児童・生徒が憲章に触れる機会を実施した。
	・ コロナ禍においても、学校・家庭・地域で「いのちの授業」が実践されるよ
	う、令和2年度「いのちの授業」大賞がめざすものとして「ともに生きる社会か
	ながわ憲章」の実現、いじめ・偏見・差別等の防止、「新しい生活様式の確立」
	を大きな柱とした。
課 題	・ 児童・生徒がいじめ問題について考え、議論するような「いのちの授業」につ
	いて、取組事例等を更に普及していくことが課題である。
	・ 個々の授業実践に加え、学校全体で子どもの発達の段階に応じたより効果的な
	取組みを研究し、その成果を全県に普及していくことが課題である。
	・「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の更なる活用や取組みの普及、及び「と
	もに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解が更に深まるように工夫することが課題
	である。
	・「いのちの授業」について、家庭や地域に、より一層周知していくことが課題であ
	る。
今後の	・ 子どもたちがいじめについて考える「いのちの授業」について、指導資料を活
対応方向	用した教員研修を実施する等、普及を図っていく。
	・ 市町村教育委員会と連携し、新たに小・中学校合わせて4校を「いのちの授業
	実践研究校」に位置付け、学校全体で「いのち」を大切にする心を育む取組みを

1 いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている 中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動な ど、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校(幼稚園・認 定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校)で実施。

推進していく。

- 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の各学校での活用事例を共有し、各学校における「いのちの授業」を通じた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理解促進を図っていく。
- ・ 家庭・地域における「いのちの授業」の実践事例の県ホームページでの紹介 や、ハンドブック概要版リーフレットの活用、「いのちの授業」大賞表彰式の開 催等により、家庭や地域への一層の周知を図っていく。

【令和2年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び	91	・ クラスでのカニ釣り体験を通して、一人の子どもの、カニを食べて
認定こども園		しまうことが「かわいそう。」との発言をきっかけに、カニの「いの
		ち」について皆で考えた。話し合いの結果、カニを食べることになっ
		たが、「ありがとう。」「おいしく食べます。」と子どもたちがカニ
		に話しかける姿が見られるなど、「いのち」の大切さを知り、その尊
		さを実感する学びにつながった。
小学校	856	・ 目隠しをした友だちを誘導する体験を通して、視覚障がいのある方
		の苦労を実感するとともに、声を掛けることやコミュニケーションを
		とることの大切さを学んだ。また、講演、劇、手話体験等を通して聴
		覚障がいのある方を始め、障がいのある方の生き方やともに生きる社
		会の実現について考えるきっかけとなった。
中学校	426	・ 道徳科の様々な資料を読み、「いのち」には限りがあることを自覚
		した上で自らの生き方を見つめ直し、どのように生きるかを考えぬい
		た主人公の姿を見出した。主人公の生き方について、考え、話し合う
		ことを通して、限りある「いのち」を大切にして、生きることに喜び
		を見いだそうとすることの大切さを学んだ。
高等学校及び	150	・ 学校で飼育している牛と豚の分娩に合わせ、分娩管理実習を実施し
中等教育学校		た。家畜は人間の介助なしに分娩、哺乳することが難しいことや適切
		な飼育管理の重要性について理解した。生徒たちは、真剣な眼差しで
		分娩を見守り、それぞれが「いのち」への思いを深めた。
特別支援学校	66	・ 自己肯定感を高め、思いやりの気持ち、コミュニケーション能力を
		育む学習の導入として、「いのち」の尊さについての授業を行った。
		生命誕生までの映像を見ること、教員から自分の子どもに対する思い
		を聞くこと、赤ちゃん人形を使って育児の疑似体験をすることなどを
		通して、生徒たちは思いやりの気持ちや、「いのち」の尊さについて
		学んだ。
計	1, 589	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み	1	「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議 ² 」を中心とした取組み
実 績	•	・ 「魅力ある学校づくり調査研究事業 3」を横須賀市教育委員会に令和元年度に
成	果	引き続き委託した。研究指定校での取組みを全県に周知した。

2 かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト(魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働)の推進に対して提言・指導・助言を行う。

3 魅力ある学校づくり調査研究事業

新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、すべての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組むことを目的とした国立教育政策研究所による委託事業。神奈川県は、令和元年度・2年度に委託を受けている。

・ 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報 活動を32回実施した。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

- ・ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」について、会議の開催は中止 し、3つのプロジェクト(魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域と の協働)については、ガイドライン等による学校支援、教育相談体制の充実、子 どもの居場所づくりやオンライン相談会等の取組みを行った。
- ・ 毎年度、地域の大人たちが子どもの"育ち"を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表等を行っているが、4地区で中止とした。

課 題

- ・ 「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」において、公立小・中学校のいじめは、前年度認知した件数より3,080件多く、暴力行為は640件増加、不登校は1,554人増加していることが課題である。
- ・ 各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、 保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会状況における「かながわ元気な 学校ネットワーク推進会議」や地域フォーラムの実施方法の検討が課題である。
- 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みについて、より多くの事例を収集したうえで、全県に普及していくことが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えた上で、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」の再開に向け検討するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話を取り入れる等の取組みの実施の方法を検討していく。
- ・ 社会全体に、いじめ・暴力行為等の問題行動は見逃さないという機運を醸成するとともに、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもの笑顔があふれる学校や地域づくりをめざし、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一層の促進を図っていく。
- ・ 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを拡大し、事例を更に収集するとと もに、その取組みの成果を全県に普及していく。

取組み2 小・中学校の「道徳の時間」の取組み

実 績 ・ 道徳科授業の充実・改善のため、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)を 成 果 対象に教員研修や研究授業・実践発表を実施した。

課 題 ・ いじめ認知件数の増加を踏まえ、道徳科の授業等で、いじめの「傍観者」に着目するなど、児童・生徒自身が自分事として「いじめ問題」を考え、議論するような授業を展開していくことが課題である。

今 後 の 対応方向

・ 「いのちの授業」の中心テーマの一つに「いじめを考える」を設定し、道徳科 の授業や教科書と併せて活用することに加え、特別活動等への取組みの広がりを ねらいとして作成した指導資料を、教員研修等で活用していく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組み1 スクールカウンセラー 4 の配置・活用

実 績・ │・ スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校(中学校区 5

4 スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

5 中学校区

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

成 男

の小学校にも対応) に配置した。

- 公立小・中学校ではスクールカウンセラーによる相談を54,485件(前年度比ー3,549件)実施した。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より 4名増員し、88名を拠点校に配置した。
- ・ スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー 6 (1名) を、横須賀市と 4 教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー 7 (5名) を配置した。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を 18,921件(前年度比+570件)実施した。
- ・ スクールカウンセラーが相談活動の中で、いじめを行っていた児童・生徒の抱える課題や背景等の要因を把握し、多面的な視点から粘り強く指導・支援を行った結果、いじめの状況が解消・好転した事例がみられた。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

・ コロナ禍による児童・生徒の不安の高まりを踏まえ、学校の教育活動再開後1 か月程度、スクールカウンセラーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を 図った。

課 題

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ、偏見、差別等、児童・生徒の不安や ストレスが高まることが懸念されることから、学校における教育相談体制の更な る充実が課題である。
- ・ 個別のカウンセリングに加え、問題行動や不登校等の未然防止に向け、スクールカウンセラーの知見を更に有効活用していくこと、特に派遣回数の少ない小学校での有効活用が課題である。
- ・ 緊急対応への適切な支援や、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、 すべてのスクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和3年度は、スクールカウンセラーの勤務回数について年間5回増やし、40回とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より4名増員し、92名とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。あわせて、スクールカウンセラーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集・分析し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への支援を充実していく。
- ・ 問題行動や不登校等の未然防止に資するソーシャルスキル・トレーニング ⁸ やアンガーマネジメント ⁹ 等について、スクールカウンセラーによる児童・生徒への啓発や小学校教員への講習等を推進していく。
- ・ スクールカウンセラーの更なる資質向上を図るため、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において緊急対応に特化した内容の研修を実施していく。

6 スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員への コンサルテーションなどを行う職。

⁷ スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

8 ソーシャルスキル・トレーニング

対人関係や社会生活を営むための基本的な技能をトレーニングにより、育てる方法。

⁹ アンガーマネジメント

怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング。

取組み2 スクールソーシャルワーカー 10 の配置・活用

実績・ 成果

- ・ スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)に 前年度より2名増員し46名を配置した。また、県立高校には平成30年度から30名 を拠点校に配置した。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー¹¹(2名)を配置した。
- ・ 公立小・中学校(政令市・中核市を除く)では、スクールソーシャルワーカー の配置増により、更に学校と関係機関との連携が進み、様々な悩みを抱える児 竜・生徒に適切な支援を提供することができた。
- ・ 県立学校では、配置したスクールソーシャルワーカーが、本人及び保護者との 面談や関係機関との連携等により、1,523件(前年度比+4件)に対応した。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

・ 児童虐待など家庭内の問題がこれまでより多く発生することが懸念されたことから、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)では学校の教育活動再開後1か月程度、スクールソーシャルワーカーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を図った。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ、偏見、差別等、児童・生徒の不安や ストレスが高まることが懸念されることから、学校における教育相談体制の更な る充実が課題である。
- ・ 外国につながりのある児童・生徒について、習慣や制度の違いなどによる家庭 生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響しているといった現状に対し、 スクールソーシャルワーカーによる家庭生活への支援の充実が課題である。
- ・ 外国につながりのある児童・生徒への支援、発達の課題を抱えた児童・生徒への支援、ヤングケアラー ¹² への支援や児童虐待の防止等、多様なニーズに対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。
- ・ スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築や、 スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図ることが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和3年度、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)ではスクールソーシャルワーカーの人数を2名増員し、48名の配置とする。また、勤務回数については年間5回増やし、40回とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。さらに、スクールソーシャルワーカーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集・分析し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への指導・支援のための教育相談体制を充実していく。
- ・ スクールソーシャルワーカーを重点的に配置した県央地区における、外国につながりのある児童・生徒へのスクールソーシャルワーカーの効果的な支援について事例収集し、取りまとめて他地区に普及していく。
- ・ 県スクールソーシャルワーカーと市町村スクールソーシャルワーカーの連携・ 協働による支援システム構築に向け、教育事務所ごとに管内市町村教育委員会と の検討組織を設置していく。また、県スクールソーシャルワーカーの配置活用計 画を再検討していく。

10 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職

11 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

12 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られないと思われる子ども。

スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な校内支援体制を構築していく ため、教職員への研修等を引き続き実施していく。また、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図るため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの巡回やスクールソーシャルワーカー連絡協議会等において事例研究を行っていく。

取組み3 不登校の児童・生徒への支援

実 績 · 成 果

- ・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、 フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等 連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を7回開催し、延べ769名が来場した。
- ・ NPO法人と協働して、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒が地域で学ぶ しくみなどを広く紹介するホームページを作成した。
- ・ 各市町村教育委員会(政令市を除く)で不登校の児童・生徒への支援を行う教育支援センター ¹³ 専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、教育支援センターの役割や機能の重要性について確認した。
- 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を2回開催した。
- ・ 「教育委員会とフリースクール等による不登校相談会」を実施し、19件の相談 に対応した。

課 題

- ・ コロナ禍において児童・生徒の不安やストレスが高まることが懸念されること から、学校における教育相談体制の充実が課題である。
- ・ 不登校の未然防止に資するためには、各学校等において、「魅力ある学校づく り」等の根源的なテーマについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共 に考え、語り合っていく機会の確保が課題である。
- ・「不登校というだけで問題行動と捉えない」などの見方や考え方、学校外での学びの重要性などを広く周知・啓発していくことが課題である。あわせて、学校では、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認め、積極的に指導要録上の「出席扱い」としていくことの理解・普及が課題である。
- ・ 不登校支援について、医療、福祉等の専門機関とのネットワークの充実が必要 であるため、市町村の教育支援センターが地域での中核機能を有するようにして いくことが課題である。
- ・ 不登校の児童・生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のための方策 の一つとして教室での授業のリアルタイム配信など、ICT等を活用した学習支 援の実施や成果の周知等が課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和3年度はスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員するとともに勤務回数について年間35回から5回増やし、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。あわせて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への指導・支援を充実していく。
- ・ 県PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において、魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場がもたれるよう指導主事等を派遣していく。あわせて、国立教育政策研究所及び横須賀市教育委員会と連携して「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを進め、事例を更に収集するとともに、その取組みの成果を全県に普及していく。
- ・ 不登校の児童・生徒への支援の在り方等を県民と共に考えていく契機とするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えた上で、実施方法を検討しな

¹³ 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む)を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

がら、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催のフォーラムを開催していく。また、不登校の児童・生徒のフリースクール等での活動を積極的に「出席扱い」と認めることの必要性や「支援シート」の有効な活用法を新たに盛り込んだ学校向けの啓発資料を、全県へ周知していく。

- ・ 県立保健福祉大学と連携し学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」(平成28年度~)に、市町村の教育支援センターに配置した専任の教員が新たに受講していく。(令和3年度2~5名派遣予定)。また、新たに作成した教育支援センター向けの「手引き」を、各市町村教育委員会に周知するとともに、研修等で活用していく。
- 不登校の児童・生徒への支援の充実を図るための、県内外における、ICT等の効果的な活用についての情報を収集し、市町村教育委員会や各小・中学校と共有していく。
- ・ 不登校の高校生等に対する教育相談の新たな形として、県立総合教育センター 内に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「Kroom」を設置し、社会的自立を促す取組みを進めていく。

取組み4 中学校夜間学級 14 の設置の検討

実績・成果

- ・ 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催した。また、複数の市町村から生徒を受入れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議会」を6回開催した。
- ・ 相模原市が、令和4年4月に広域的なしくみをもつ中学校夜間学級の開設をめ ざすことを決定した。
- ・ 相模原市域外からも生徒が通える広域的なしくみの構築に向け、相模原市域外の県内市町村(すでに「中学校夜間学級」を設置している横浜市、川崎市を除く)からこの「中学校夜間学級」に入学を希望する方について、現時点でのおおよその人数等を把握することを目的として「夜間中学アンケート」を実施した。

課 題

- ・ 令和4年4月に開設される相模原市立の中学校夜間学級について、相模原市域 外の市町村からの生徒を受け入れていくため、県及び関係市町村間で効果的な役 割分担を検討し、より円滑に運営していくことが課題である。
- 中学校夜間学級以外の学び直しの場の確保について、その必要性を市町村教育 委員会と共通認識し、具現化に向け検討を進めることが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 関係市町村教育委員会と共に「中学校夜間学級設置準備委員会」において、経費 の応分負担や事務分担等について協議を行う。あわせて、相模原市の意向を踏ま え、相模原市に対し、施設の活用や教員の配置等での支援を行っていく。
- ・ 学び直しの機会を希望する方への教育機会の提供について、各市町村教育委員会が対応する際の検討の場を設けていく。また、市町村教育委員会に他県等の学び直しの場の事例を提供していく。

取組み5 「学校緊急支援チーム 15」の派遣

実 績 · 成 果

・ 児童・生徒及び教職員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、学校の対応を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を19回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。

課 題

- 学校緊急支援チーム構成員の更なるスキルアップを図ることが課題である。
- 緊急時に対応可能な臨床心理士を速やかに確保することが課題である。

14 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

15 学校緊急支援チーム

児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの 支援を行うチーム。

今 後 の 対応方向

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム 連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員の スキルアップを図っていく。
- ・ 事案発生後、速やかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、臨床心理士との円 滑な連絡・調整に努めていく。

取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施

実績・成果

・ 令和元年度までに研修を受講した教育相談コーディネーターが、各学校において教育相談体制の充実に向けた取組みを実施した。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

・ 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制をめざし、学校 内外の人的・物的資源をコーディネートできる教育相談コーディネーター等が、 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連 携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソ ーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの 視点を持った教員の養成研修」を実施する予定であったが、中止した。

課題

- ・ 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくため、地域の 不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員の、ソーシャルワークのス キルをより高めていくことが課題である。
- ・ 研修を受講した教育相談コーディネーターによる、校内の教育相談体制の更な る充実及びスクールソーシャルワーカーとの協働による学校間の情報共有体制の 構築が課題である。
- ・ 研修については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断することとし、実施できなかった場合における、ソーシャルワークのスキルをより高めていくための取組みを検討していくことが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 市町村教育委員会(政令市を除く)と連携し、研修の受講対象に教育支援センター専任の教員を加えるとともに、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていくことで、教育相談コーディネーター等のソーシャルワークのスキルを高め、より効果的に児童・生徒の支援ができるようにしていく。
- 地区内の教育相談コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが連携して、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図ることで、校内支援体制を確立できるようにしていく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が収束しない状況における研修について、オンラインの活用や資料送付による実施方法を検討していく。

取組み7 教育相談事業の実施

実績・成果

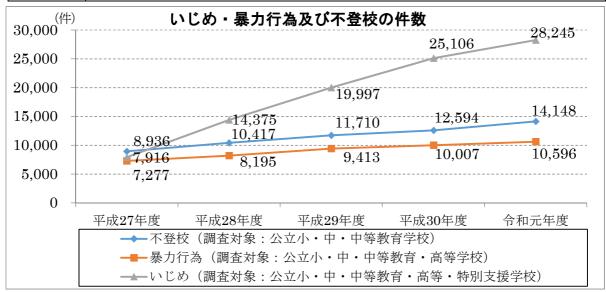
・ 県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和2年5月11日から令和3年3月19日までの間で計144日実施した。(受付時間は18時から21時まで。月水金の週3日。ただし、長期休業明けには相談を毎日受ける期間を設定。)



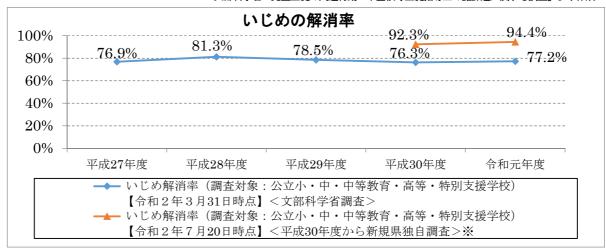
相談カード(表面)

- ・ 2,547件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」 「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。
- ・ 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困り、子育てや養育といった 家庭生活に関する悩みや困り等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象 に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線による電話相談、電子 メールによる相談を実施した。
- ・ 県立総合教育センターへの来所相談は3,440件(昨年度比-1,638件)に、電話相談は5,415件(昨年度比-1,509件)に、電子メールによる相談は111件(昨年

		度比+26件)に対応した。
課	題	・ 児童・生徒の命に関わる相談に対しては、緊急性を要することから、特に相談員の
		高い専門性が求められるため、適切な対応ができるスキルをより高めていくことが課
		題である。
		・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童・生徒を取り巻く環境に変化が
		生じているため、様々な相談に柔軟かつ的確に対応していくことが課題である。
今 後	の	・ 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談に対して適切に対応していくた
対応方	向	め、より専門性を高める研修等を通して相談員のスキル向上を図っていく。
		・ 児童・生徒のニーズを的確に把握し、支援策の検討や適切な情報提供、積極的
		な関係機関との連携・協働を図っていく。
取組み8 いじめ防止の研修の実施		
実 績	•	・ いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員等の理
成	果	解を深めるため、生徒指導担当者会議で情報提供を行った。
課	題	・ 各県立学校において、いじめに対する教職員の共通理解及びいじめに対する組織的
		な対応について、更に推進していくことが課題である。
今 後	の	・ 各種会議においていじめに関する情報提供を行うとともに、各学校におけるい
対応方	向	じめ防止の研修の充実を図ることにより、いじめに対する教員の理解を深め、各
		学校でいじめの早期発見、組織的な対応ができるようにしていく。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び、神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

-	退み		インクルーシブ教育実践推進校 ¹⁶ の取組み
実	績		生徒が高校を卒業した後に社会で活躍するために、インクルーシブ教育実践推
成		果	進校14校で、キャリア教育(パイロット校では3学年合わせて12~13単位、その
			ほかの11校では1学年で3、4単位)を実施した。生徒が将来の進路を具体的に
			考える機会となるとともに、パイロット校では3年生の進学や就職等に生かすこ
			とができた。(令和3年3月卒業生の進路先:大学等27.3%、職業訓練機関
			24.2%、就職30.3%、福祉サービス12.1%、その他6.1%)
課		題	・ 新たにインクルーシブ教育実践推進校に指定した県立高校11校においても、すべて
			の生徒が共に学ぶために、だれにでも分かりやすい授業づくりや、ティーム・ティー
			チング等の多様な形態の指導・支援等の実践を進めていけるよう、より良い指導方法
			等の情報共有が課題である。
今	後	の	・ 新たに指定した11校で、引き続き、施設整備等を行うとともに、14校で構成す
対原	芯方	向	るインクルーシブ教育実践推進校連絡協議会で、指導方法等についての各学校の
			研究・実践による取組みの成果の共有を図っていく。
取糸	組み	2	「みんなの教室 ¹⁷ 」の取組み
実	績	•	・ 小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、教育相
成		果	談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する後補充非常勤講師を公立
			小学校(政令市を除く)に新たに配置し、コーディネーターを中心とする校内支
			援体制を整備した。(15市町の15校から30市町村の30校に拡大し、政令市を除く
			すべての市町村で事業を実施した。)
課		題	・ 政令市を除くすべての市町村の指定校(各市町村に1校)の取組みの成果を市町村
			内の各学校に普及し、インクルーシブ教育の更なる推進を図ることが課題である。
-	後		・ 指定校の配置を維持するとともに、各市町村における指定校をモデルとした取
対	芯方	向	組みの方向性を踏まえて、連携して「みんなの教室」モデル事業の取組みの成果
			と理念の共有を図っていく。
	退み	3	インクルーシブ教育の理解啓発
	績	•	・ インクルーシブ教育実践推進校において、志願を検討している中学3年生に対
成		果	する学校説明会等の開催とともに、中学1・2年生の生徒・保護者に対する説明
			会を開催し、インクルーシブ教育の理解を図った。
			【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】
			・ インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、「みんなでつくるインクルーシ
			ブな学校」をテーマに、市町村教育委員会の取組み、実践推進校での取組みの報
			告やパネルディスカッションを市共催で2回、県主催で1回実施する予定だった
			が、中止した。
			・ 代替手段として、インクルーシブ教育の推進の趣旨を県民に十分に理解してい
			ただくため、「今だからこそ考えたい、インクルーシブ教育の推進」をテーマに
		日本	有識者へのインタビューを行い、県ホームページに内容を掲載した。
課		題	・ インクルーシブ教育の推進の取組みが地域に定着していくように、市町村教育委員
			会や住民が主体となって議論できるフォーラムを開催することが課題である。

16 インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育 実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組みを実践している。令和元年 度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

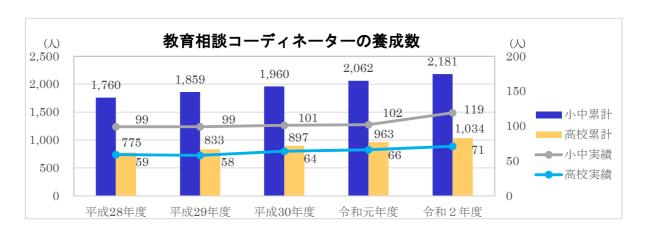
17 みんなの教室

公立小・中学校(政令市を除く)において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができるしくみのこと。

	・ なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施できない場合には、イン
	クルーシブ教育の推進の取組みが更に地域に定着するよう働きかける方策を検討する
	ことが課題である。
今後の	・ 市町村教育委員会や住民が主体となって、インクルーシブ教育の推進に係る取組み
対応方向	への理解促進や、共生社会の実現をめざした議論ができるようフォーラムの内容を工
	夫していく。ただし、実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の感染状況
	を見据えて判断することとし、実施できない場合は、代替となる方法を工夫しなが
	ら、理解・啓発に取り組んでいく。
取組み4	県立高校の通級指導 ¹⁸ 導入校の取組み
実 績・	・ 障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による
成果	指導(自校通級)を実施し、対象生徒の学習上、生活上の困難の把握、個別の指
	導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。(対象生徒数)
	18人[令和2年9月1日時点])
	・ 県立横浜修悠館高校で県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を
	開始した。(対象生徒数2人[令和2年10月1日時点])
	・ 県立総合教育センターにおいて「通級指導教室新担当教員研修講座」を実施
	し、校内支援体制の構築及び指導方法についての工夫・改善を図った。
課題	・ 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう指導
	していくことに課題がある。
	・ 引き続き、通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、各学校に
	取組みを周知していくことに課題がある。
今後の	通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校におい
対応方向	て、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工
73.673.13	夫・改善していく。
	・ 県立横浜修悠館高校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等への
	周知に努めていく。
取組み5	教育相談コーディネーターの養成
実績	・ 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制をめざし、学校
成果	内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相
	談コーディネーター養成研修講座」を実施した。
	・ なお、研修講座の定員を小・中学校の研修は29人、県立高等学校・中等教育学
	校の研修は38人増員し、190人(公立小・中学校(政令市・中核市を除く)、県
	立高等学校及び県立中等教育学校の教員)が受講した。
	講義「不登校の理解と支援」や実践報告「通級指導導入校の実際」等を実施
	し、受講者アンケートの自己評価の平均点は3.4(4点満点)となり、教育相談
	コーディネーターの役割の理解、実践への知識が習得できた。
課題	・ 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、メンバー全員でそれぞれの専門性
	を生かしながら具体的な支援策を出し合い、校内や家庭で児童・生徒の支援ができる
	ような話し合いにするため、ケース会議演習を行っているが、ケースの解決に重点が
	置かれてしまい、ねらいを達成できないことがあることが課題である。
今後の	・ 今後も学校のニーズの高い「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施
対応方向	していく。
	・ 受講者やケース会議演習に参加するスタッフに、ねらいを確認の上、ケース会
	議演習を実施していく。

¹⁸ 通級指導

障がいのある生徒(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒)に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。



② 専門的な指導や支援の充実

取組み1 特別支援学校生徒の就労支援

実績・成果

- 社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行った。
- ・ 社会自立支援員を活用し、生徒の実習先 及び就労先協力企業として、183事業所を新 規開拓した。
- ・ 社会自立支援員連絡会議において、新規 実習協力事業所についての情報を入力する データベースを作成し、そのデータ一覧を 定期的に全県立特別支援学校で共有した。



清掃技能検定の様子

・ 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページ上に掲載した。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

・ 8月に各学校から参加者を集めて実施予定だった清掃技能検定は中止したが、 2月の清掃技能検定は15校が自校で実施し、延べ216名の生徒が受検した。 (タオル57名、自在ぼうき80名、モップ20名、スクイジー4名、ダスタークロス45 名、真空掃除機4名、総合種目6名)



課 題

- ・ 新規実習協力事業所のデータベースの共有を試行したが、効果的な活用方法を検討することが課題である。
- ・ 県ホームページに掲載した参考情報について、更に多くの企業等に活用してもらえるよう、より効果的な内容にしていくことが課題である。
- 清掃技能検定事業の取組みについて、障がい者理解の促進を踏まえ、実際の就労に つなげられるような、企業等への周知を検討することが課題である。

清掃技能検定を各学校で実施する場合、審査員数の確保に課題がある。

今 後 の 対応方向

- ・ 社会自立支援員が開拓した、新規実習協力事業所のデータベースを効果的に活用するために、社会自立支援員連絡会議等で、各学校への効果的な周知の方法について検討し、実施していく。
- ・ 県ホームページに掲載した参考情報について、企業や社会自立支援員等の意見 を参考にしながら内容の改善を図っていく。
- ・ 清掃技能検定を県立スポーツセンターで実施する際、企業等に視察を依頼し、 県ホームページ等に掲載するなど、障がい者理解を促進していく。
- ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修においては、新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策を徹底した上で受講可能人数を増やし、検定の審査ができる教員の 確保を図っていく。

取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

実 績 · 成 果

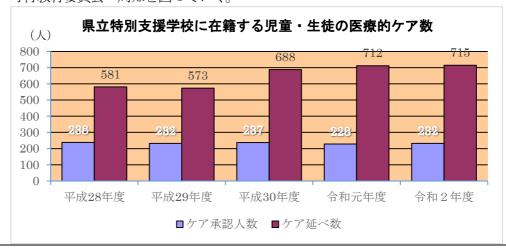
- ・ 医療的ケアに従事する非常勤看護師を3名増員した。
- ・ 公立小・中学校(政令市を除く)において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、県立特別支援学校に配置した看護師を小・中学校に派遣し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施した。
- ・ 医療的ケア連絡協議会等において、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療 法ガイドラインの内容を確認した。

課 題

- ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒等のうち、スクールバス乗車中にケアが必要となる 児童・生徒等にとって、安全に乗車するための方策を検討することが課題である。
- ・ 高度化・複雑化した医療的ケアに対応するため、看護師の確保に課題がある。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市 町村教育委員会へ周知が不足していることが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和3年度に策定を予定している、「かながわ特別支援教育推進指針」(仮称)により、医療的ケアの充実に向けた施策の方向を示すとともに、課題に対する具体的な諸施策や計画を定め、取り組んでいく。
- ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援の方策等について、福祉や医療と 連携し検討を進め、試行・検証等を実施していく。
- ・ 高度化・複雑化した医療的ケアに対応するため、看護師の配置の考え方について検討していく。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市 町村教育委員会へ周知を図っていく。



取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援

実績・成果

・ 各学校では「キャリア教育実践プログラム」に基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みを行った。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

	・ 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みの一環として、関係機
	関と連携し、就労体験活動(インターンシップ)等を計画したが、中止した。
	・ 代替としてオンラインによる動画視聴や校内における指導を行った。
課 題	・ 県庁インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据え
	て実施の可否を判断することとし、実施することとなった場合における、配慮が必要
	な生徒の就労体験活動を受け入れられる事業所等を充実させ、希望するすべての生徒
	が就労体験できるようにすることが課題である。
今後の	・ 県庁インターンシップの受入れ依頼を行う際に、配慮が必要な生徒の積極的な
対応方向	受入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていくととも
	に、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況における代替の取組みも併せて検討
	していく。

3 「外国につながりのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながりのある児童・生徒 ¹⁹」 への更なる指導・支援の充実

① 「タ	コ国作	つながりのある児童・生徒 ¹⁹ 」 への更なる指導・支援の充実
取組み	ዓ 1	「外国につながりのある児童・生徒」への支援体制の充実
実 績	·	・ 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校の国際教室に担
成	果	当教員を加配し、政令市を除く公立小学校82校、中学校37校に配置した。
		・ 令和2年7月に、「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引
		き」を全面改訂し、学校に周知及び県ホームページに公開した。
		・ 国際教室担当者及び市町村教育委員会担当指導主事を対象に「連絡協議会」を
		開催し、研修や各学校の工夫例などの情報交換を実施した。
		・ (公財) かながわ国際交流財団との共催で、県内NPO団体等と市町村教育委
		員会担当指導主事による「関係機関連絡会」を開催し、先進的な取組み等につい
		て情報共有や協議を実施した。
		・ 「かながわボランタリー活動推進基金21」の協働事業として、NPO法人AB
		Cジャパンと共に、不登校・学齢超過等の子どものためのフリースクール等の運
		営、大学進学ガイダンスの開催、及び多言語版小・中学校向け各種ガイドブック
		の作成・配布を行った。
		・ 国の補助事業を活用し、市町村教育委員会の取組みに対して、経費の一部を補
		助した。(厚木市、愛川町、藤沢市)
課	題	・ 外国につながりのある児童・生徒が増加する中、国際教室の担当教員配置の在
		り方や、日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施策等について更
		なる検討が課題である。
		・ 外国につながりのある児童・生徒について、習慣や制度の違いなどによる家庭
		生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響しているといった現状に対し、
		スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援の充実が課題である。
		・ 外国籍の子どもの不就学問題について、引き続き全市町村教育委員会と共に課
		題及び対応の工夫を共有・検討していくことが課題である。
今 後		外国につながりのある児童・生徒への支援等について、各地区で中核となる国
対応	方向	際教室担当教員を養成するための集中的な研修を、(公財)かながわ国際交流財
		団と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施方法を検討し
		ながら実施していく。また、JICA横浜と連携し、市町村教育委員会や学校の
		取組みを実態把握し、より効果的な取組みについて情報共有を図っていく。
		・ スクールソーシャルワーカーを重点的に配置した県央地区において、外国につ

19 外国につながりのある児童・生徒

ながりのある児童・生徒へのスクールソーシャルワーカーの効果的な支援につい

[「]日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒 徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

て事例収集し、取りまとめて他地区に普及していく。

・ 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村の取組みを一層充実するため、 情報共有や協議を継続実施していく。

取組み2 多文化教育コーディネーター 20 や学習支援員 21 の派遣

実 績 • 成 果

- ・ 外国につながりのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を外国につながりのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。
- ・ 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の 支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支 援の3つの柱の実現に向けて、横浜北東・川崎地区の4校において、日本語指導 員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を開始した。

課題

・ 各学校からの派遣回数の増加や対象校の増加等の要望に対応できないこと、多文化 教育コーディネーターの人材確保に課題がある。

今 後 の 対応方向

・ 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。

取組み3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援

実績・成果

- ・ 県が実施する県外・海外等からの志願者説明会及び各学校で行う学校説明会や 入学予定者説明会において、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。
- ・ NPOとの協働により、多言語版 (10か国語) の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成した。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

・ 毎年、NPOとの協働により、県内6か所で開催している「高校進学ガイダンス」を、中止した。

課 題

- 人数や言語の種類の増加に対して、適切に対応していくことが課題である。
- ・ 「進学ガイダンス」の中止に伴う代替措置として、NPOのホームページに高校進 学に関する情報を多言語版 (10か国語) で掲載したが、より多くの方に閲覧してもら えるよう周知していくことが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 関係NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のための ガイドブック」の充実に努めていく。
- ・ 日本語を母語としない生徒やその保護者のニーズに応える「高校進学ガイダンス」 の実施方法や内容について検討を深めていく。
- ・ ホームページを活用した多言語版の高校進学に関する情報発信と周知に努めてい く。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

○ 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする 心を育むことは、教育の最も大切な使命である。この点、「ともに生きる社会 かながわ憲章」の 理念を踏まえた、いのちの尊重に関する取組みが年々充実してきていることを評価する。しか し、公立小・中学校のいじめや暴力行為が、ここ数年増加を続けている等、取り組むべき課題も 多い。

20 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

21 学型去採品

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながりのある生徒の母語や文化について理解のある者。

【中柱1一①について】

- 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」や「かながわ『いのちの授業』ワーク集」等、「いのちの授業」に関して充実した教材が作成されている。各学校で、有効に活用されることを期待する。特に、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットは、分かりやすくまとめられているので、多くの県民の目に触れるようにしたい。
- 「いのちの授業」大賞の作文は毎年増えており取組みの広がりを感じさせ評価できる。

【中柱1-②について】

○ いじめ・暴力行為の根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳の時間」や「特別活動」等を通して、「いのちの授業」の一層の充実を図ると同時に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、地域全体で子どもたちの成長を支援し、いじめ・暴力行為は絶対に許さないという雰囲気を醸成していくことが大切である。

「道徳の時間」が、児童・生徒の規範意識の醸成に果たす役割は非常に大きい。道徳観は、集団活動で実践されることで身に付き、社会で生かされるものである。したがって、集団活動や体験活動を通して人間形成を図る「特別活動」の時間が、規範意識を育む実践の場として有効に活用されることを期待する。

○ コロナ禍の影響で社会全体に閉塞感や不安感が増している。地域全体で取り組む枠組みを更に 充実してほしい。

【中柱1-3について】

- コロナ禍への対応やヤングケアラーへの支援等、児童・生徒が抱える問題は一層多様化してきている。相談体制の一層の充実が求められる。各学校においては、校内教育相談体制の中核として、教育相談コーディネーターが果たす役割は非常に大きい。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて、取組み6の「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を是非実施してほしい。
- 発生件数やいじめ解消率だけでみるとスクールカウンセラーの取組みにおける効果がうかがえない。例えば、カウンセラーによって、いじめの解消につながったなどの効果が分かる事例などがあったほうが良い。

【中柱2一①について】

- インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組みを評価するが、まだ基本的な内容についての 県民の理解は低く、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。インク ルーシブ教育推進フォーラムを重ねることが必要である。インクルーシブ教育の理解啓発にあた っては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民にとって分かりやすいPR活動に力を入 れる必要がある。
- インクルーシブ教育の普及には「みんなの教室」は重要で、低年齢からの取組みが必要である。各市町村の教育委員会に働き掛け、小学校での実践校を増やしてほしい。
- 通級指導の取組みは評価できる。課題にもあるが、対象生徒数を増やすことが必要である。

【中柱3一①について】

○ 外国につながりのある児童・生徒の生活実態を把握した上で、多文化教育コーディネーターや 学習支援員等と学校、家庭が連携して、円滑な学校生活が送れるようにしてほしい。かながわ国際交流財団やJICA横浜との連携は期待できる。